

令和 8 年 10 月 6 日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市水道料金審議会

会 長 佐 藤 克 昭

水道料金体系の見直しについて（答申）

令和 7 年 11 月 13 日付け、菊生水第 147 号により諮問のありました件について、下記のとおり答申します。

記

1. 答申の結論

当審議会は、料金収入見込額の精査、口径別負担の確認、採用する料金体系及び改定時期の検討並びに収支均衡の確認を踏まえ、次の内容を最終料金案として採用することが適当であると判断しました。

項 目	採 用 内 容
料金体系	口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は 1 月当たり 8 m ³ の基本水量を付した口径別料金制とする。
改定時期	令和 9 年度上半期は現行料金とし、下半期から新料金を適用する。
平均改定率	8.5%（令和 9 年度上半期据置を踏まえた実質改定率 9.5%）
料金算定期間	令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。
適用料金表	別表第 1 のとおり。

なお、答申に至る審議過程の意見を付帯意見として付記しますので、十分な対応を要望します。

2.2 答申理由

(1) 料金改定の必要性

現行料金のままでは、将来の収支不足が生じやすく、企業債依存度の増加、更新投資等への対応力の低下が懸念される。災害対応及び安全・安心な水道水の安定給水の継続に必要な財源を確保し、健全経営の観点から、料金改定は必要である。

(2) 採用料金体系が適当であること

新たな水道料金体系は、口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は1月当たり8 m³の基本水量を付した口径別料金制とすることが適当である。これは、現行料金体系との連続性を確保しつつ、基本的な需要に配慮しながら、使用水量に応じた負担を求める仕組みとして妥当であり、料金体系としての明確性及び説明性の観点からも適切である。

(3) 料金算定期間及び改定時期が適当であること

料金算定期間については、更新投資、維持管理費、企業債償還その他の事業運営に必要な経費及び資金需要を中期的な視点から見通し、収支の均衡を図る観点から、令和9年度から令和13年度までの5年間とすることが適当である。

また、改定時期については、令和9年10月から新料金を適用することが適当である。これは、料金改定の内容について市民及び使用者への周知を十分に行うとともに、料金システムの変更設定、その他の必要な準備期間を確保する必要があるためである。なお、令和9年度上半期については現行料金を適用することとなるが、これは改定実施に伴う実務上の対応を円滑に行うための措置として妥当である。

(4) 最終料金案の妥当性

最終料金案は、必要料金収入を確保できる水準であり、平均改定率8.5%、令和9年度上半期据置を踏まえた実質改定率9.5%として妥当である。また、口径別負担について確認した結果、特段の補正を要する不合理な増加は認められず、その他、経常収支の均衡及び事業継続に必要な財源確保の観点からも適当である。

〔 付 帯 意 見 〕

1. 料金改定の実施に当たっては、改定の必要性、改定率の考え方及び使用者への影響について、様々な広報手段を活用し、市民及び使用者に対し丁寧かつ分かりやすい説明を行うこと。
2. 有収率の向上、漏水対策、施設更新の優先順位付け、維持管理の効率化、最新技術の活用検討、その他の経営改善に継続して取り組み、改定後もコスト縮減努力を徹底して進めること。
3. 社会経済情勢、水需要の動向、更新投資の進捗及び資金残高等の推移を継続的に検証し、市民及び使用者に対して、事業状況の見える化に努めること。また、水道料金の設定については5年程度の間隔で検討する機会を設けていただきたい。

別表 新水道料金表

適用単位は2か月当たりとし、基本水量は1月当たり8 m³（2か月換算 16 m³）とします。2か月当たり 16 m³までの使用水量については基本料金に含むものとし、これを超える使用水量については別表の従量料金を適用します。なお、基本料金と従量料金の合計金額の10円未満については、切り捨てて請求します。

別表第1 （改定後の水道料金表）（単位：円 消費税込）

量水器 口径 (mm)	基本料金 2か月当たり	従量料金 1m ³ 当り単価			
	0～16m ³	16m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	201m ³ を超え るもの
20 以下	2,662	220.0	231.0	244.2	260.7
25	4,202				
30	6,688				
40	13,926				
50	24,332				
75	68,640				
100	145,442				

別表第2 （改定前の水道料金表）（単位：円 消費税込）

量水器 口径 (mm)	基本料金 2か月当たり	従量料金 1m ³ 当り単価			
	0～16m ³	16m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	201m ³ を超え るもの
20 以下	2,514	199.0	210.0	225.0	246.0
25	2,872				
30	4,142				
40	7,363				
50	11,507				
75	25,880				
100	46,021				

令和 7 ・ 8 年度 菊川市水道料金審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	佐藤 克昭	・ 佐藤経済研究所所長 ・ 中小企業診断士
2		玉澤 一雄	一般社団法人地方公会計研究センター 理事
3	水道使用者を 代表する者	伊藤 博之	菊川市連合自治会 副会長
4		清水 厚	菊川市商工会 会長
5		森下 泰孝	・ 菊川市観光協会会長 ・ 食品衛生協会菊川支部長
6		戸塚 大輔	(株)グリーンループ 管理部 課長
7		寫田 翔太郎	フジオーゼックス(株) 人事総務グループ長
8		中村 一秀	日東工業(株) 菊川工場長
9		井指 好美	J A遠州夢咲農業協同組合 菊川地区女性部部長
10		鈴木 恭子	横地保育園 園長

委嘱期間：令和 7 年 11 月 13 日から市長へ答申した日まで

菊川市水道料金審議会：審議日程

第1回

日時：令和7年11月13日

主な審議内容：菊川市水道事業の現況

第2回

日時：令和8年2月12日

主な審議内容：水需要予測、投資計画、試算条件、料金改定の必要性判断

第3回

日時：令和8年5月12日

主な審議内容：料金試算3案、影響分析（家計・口径）、案の絞り込み

第4回

日時：令和8年7月30日

主な審議内容：第3回審議内容補足説明、答申書（案）審議、付帯意見整理、条例改正骨子（案）、今後の議会・周知スケジュール、施行時期

第5回

日時：令和8年10月6日

主な審議内容：答申書の提出

菊 生 水 第 147 号

令和 7 年 11 月 13 日

菊川市水道料金審議会会長 様

菊川市長 長谷川 寛 彦

諮問書

菊川市水道料金審議会条例第 1 条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記事項について意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「適正な水道料金の検討について」

2. 諮問の趣旨

本市の水道事業は、平成 21 年度に菊川町水道事業と小笠町水道事業が統合し、現在の「菊川市水道事業」が創設されてから現在まで、菊川市民のライフラインの一つである上水道の供給を行ってまいりました。

しかし、近年の社会状況として、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化に伴う維持・更新費用の増加、資材・エネルギー価格の高騰などが全国的にも課題として挙げられ、菊川市も例外ではありません。そのため、これらの社会状況の変化が、今後の水道事業経営を圧迫することが見込まれるため、令和 7 年度に経営の中長期的な計画である「菊川市水道事業経営戦略」を改定しました。

今後も、市民の皆様への安定した供給、さらなる減災対策を進めるため、経営戦略に記載している水需要予測や投資計画に基づき、適正な水道料金の是非について御意見を賜りたく、諮問するものであります。